

一般事業主行動計画

働きやすい雇用環境の整備を行うため行動計画を定め実施します。

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間

2.内容

目標1

有期契約労働者を含む全社員の年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間10日以上とする。

対策

令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

令和2年8月～ 社内検討委員会での検討開始

令和3年6月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施

令和3年7月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画の策定

令和3年8月～ 労務と提携し、部署ごとの年次有給休暇の取得状況把握
取得予定表掲示などによる取得促進のための取組開始

目標2

男女ともに平均勤続年数を10年以上とする。

対策

令和3年4月～ 産休や育休を取得しやすい環境の整備を行っていく。
それにより、結婚や出産する労働者の定着率を上げる。

令和4年4月～ 育児休業等の復職者に対し、人事担当などによる定期的な面談を行う。

目標3

若者のインターシップの受け入れを行う。

対策

令和2年4月～ 受け入れ態勢について検討開始

令和2年4月～ 受け入れを行う部署への説明及び体制作り

令和2年5月～ 社員への周知及び、会員向け広報誌などによる取組の周知

令和2年6月～ インターシップの受け入れ開始